

令和3年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第4日目

1 招集年月日 令和3年9月17日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月17日 午前9時28分 議長 美馬友子

散会 9月17日 午前10時23分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	後藤信之
福祉課長	木村美枝	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	長友清美	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第4号）

開議宣言

日程第1 議案第1号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部

を改正する条例について

日程第 2 議案第 2 号 勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 3 号 勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 4 号 過疎地域の指定に伴う町税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 5 号 勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 6 号 勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 7 号 勝浦町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第 8 議案第 8 号 令和 3 年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

1 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで（第 4 号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時28分 開議

○議長（美馬友子君） ただいまから令和3年勝浦町マラソン議会9月会議を開きます。

井出議員から遅刻の届出が出ておりますので、ご報告しておきます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，議案第1号，職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8，議案第8号，令和3年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から議案第1号から議案第8号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 改めましておはようございます。

大変な雨となっております。台風14号は、今夕方から夜にかけてがピークかなというふうに関心はいたしております。午後、庁内でも防災会議を開きまして、対策等について協議をする予定といたしております。

それでは、会議に上程をいたしております議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号，職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方公務員法に基づいた厳正かつ適正な人事管理を徹底し、公務の能率的な運営を維持するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号，勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律，地方税法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、当該一部の改正法律等に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号，勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の規定について所要の改正を行うものでございます。

議案第4号、過疎地域の指定に伴う町税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、固定資産税の課税免除を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号、勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域保育事業等に関する基準を定めた内閣府令の一部改正に伴い、当該府令に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号、勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業等に関する基準を定めた厚生労働省令の一部改正に伴い、当該省令に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、勝浦町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、本町の過疎地域持続的発展対策の施策を推進するに当たり、計画を策定するものでございます。

議案第8号、令和3年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,868万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

説明後は速やかに同期を外してくださるようご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議案第1号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由といたしまして、人事評価の導入等により低評価者への指導、措置を行ったにもかかわらず改善がなされない場合、また傷病等の体調不良により長期にわたり休職等の職員に対し、公務の公平性を保ち厳正かつ適正な人事管理を行うため、所要の条例改正を行うものでございます。

第1条、目的においては、休職及び降給の文言の訂正、追加でございます。2条、3条、4条におきましては、それぞれ降給、降格、降号について定めたものでございます。それから、降任、免職、休職及び降給の手続の5条においては、詳細について改正を追加したものでございます。6条におきましては、休職の効果について定めたものでございます。それから、7条につきましては、降給の効果につきまして改正をするものでございます。

以前の分限条例に追加、改正、詳細を定めた条例として一部改正するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第2号、議案第3号、議案第4号について、藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 議案第2号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新旧対照表を基に説明させていただきます。

改正の理由でございますが、地方税法等の改正に伴い、関係規定について所要の整理を行うものでございます。

主な改正内容は、1つ目は、個人の町民税の均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いについて年齢16未満の者及び控除対象扶養親族に限る見直しでございます。国外居住親族に係る扶養控除等の適用につきましては、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外での一定以上の所得がある親族でも扶養控除の対象とされているとの課題があったことから、適用対象者の見直しを図るものでございます。

2つ目は、特定一般医療費等購入費用を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆ

るセルフメディケーション税制の適用期間を令和9年度まで延長するものでございます。

次に、議案第3号、勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の理由でございますが、健康保険法施行令等の改正に伴い、関係条例を整備するものでございます。

改正内容でございますが、出産育児一時金の金額を40万4,000円から40万8,000円に改めるものでございます。現在、出産育児一時金40万4,000円に産科医療補償制度の掛金1万6,000円を加算し、総額42万円を支給しております。令和4年1月1日から、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなります。出産育児一時金等の支給総額42万円を維持するために、出産育児一時金を40万8,000円に改正するものでございます。

次に、議案第4号、過疎地域の指定に伴う町税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、関係条例を整備するものでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除の対象となる業種の追加、設備投資の追加、取得要件の変更でございます。この条例に基づき課税免除となりました固定資産税相当額につきましては、交付税措置の対象となります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第5号、議案第6号、議案第8号について、木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） それでは、議案第5号、勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について資料より説明をさせていただきます。

1、改正理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴う規定の整備を行うものでござい

す。

改正内容でございますが、利用者等への説明、同意等のうち書面で行うもの、また事業者における諸記録の作成、保存等について原則電磁的な対応を認めることとするものでございます。こちらは、事業所と保護者との間の手続等に関するもの、また事業所、保育園において作成する記録、保存等について書面等によることが規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加したものでございます。

続いて、議案第6号、勝浦町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

1、改正理由、家庭的保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案第5号の改正内容と同じでございます。また、この家庭的保育事業については、現在勝浦町では行っておりません。

それでは、議案第8号、令和3年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

令和3年度補正予算説明書に沿って説明をさせていただきます。

事業タイトル、地域支援事業費交付金返還事業でございます。予算科目は、6、介護保険特別会計、6款1項2目償還金でございます。

事業概要等をご覧ください。

令和2年度地域支援事業実績の確定により、支払基金交付金の返還を行うものでございます。収納済額621万5,000円、交付確定519万3,518円、返還金額102万1,482円となります。

右の欄をご覧ください。

地域支援事業の内容でございますが、1、訪問介護相当サービス、2、通所介護相当サービス、3、高額介護予防サービス、4、介護予防ケアマネジメント、5、介護予防普及啓発事業等の事業でございます。

次に、交付金申請から返還までのスケジュールについてでございます。

令和2年4月に交付申請を行いまして、5月に交付決定、令和3年6月に実績報告をしまして、8月に確定通知となります。10月に交付金返金となります。

財源内訳でございます。その他で、補正額102万2,000円、主な特定財源としまして、繰越金となっております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第7号について、寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 議案第7号、勝浦町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明をさせていただきます。

平成12年に施行された国の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末で期限を迎えております。国におきましては、引き続き、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たな法律を制定することとなり、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。

勝浦町におきましては、これまで国の法律に基づき市町村計画を策定し、期限の延長や事業内容の追加などに伴う変更を行ってまいりましたが、国の法律が失効期限を迎え、計画期間も終了したことから、新しい法律の施行に合わせて新たな計画を策定することとなりました。

計画の内容につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づくとともに、徳島県過疎地域持続的発展方針を指針として国から示された記載例に従い、基本的事項から各項目の事業の記載を行い、計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度の5年間の前期計画期間として策定しております。

勝浦町では、昨年度策定された勝浦町第6次総合計画に基づいて、今回策定する勝浦町過疎地域持続的発展計画との整合性を図り事業に取り組むこととし、法に基づく支援措置を活用しながら、過疎地域における持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域のさらなる向上を目指すこととして、本計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案第7号、勝浦町過疎地域持続的発展計画の策定についての説明といたします。ご審議いただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありますか。



節議員。

○8番（節 公一君） この条例の改正なんですけども、内容があまり細かいことは分からんやけども、そもそもとしてこれを改正するっていうのは勝浦町独自でやることにしたんですか。それとも、何か一律でこういうことにしなさいっていうことになったんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今回の国の改正に基づく改正ということではございません。以前から国のほうでは、こういった細かい定め、そういったものは国家公務員のほうではございます。町村によってこういった細かいところまで定めているところは、私が調べたところでは近隣では町村レベルではちょっと少なかったかなという気はありますが、うちの町村として職員の身分とかそういったものに関わることでございますので、細かく国の準じて定めておいたほうがいいということで、今回改正をお願いするものです。

人事評価等において、2年続けて評価が低評価になった者に対して、指導なりいろいろ行ったにもかかわらず、そういった結果になった場合、そういったことをせざるを得ない状況というのも出てこようかと考え、改正をお願いするものです。

○8番（節 公一君） よく分かっておる。ということは、背景には昨今の事務の処理の不適切などところがあるとか、そういうことをより改善していくための方法としてこういう見直しをしたという内容、そういう理解でええんですか。

○議長（美馬友子君） はい。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） もちろんこういったことをすぐにするわけではございません。指導なり行った場合、最終的に勤務の適性を欠くような場合、公務の効率性を保つことができないとされた場合、職員の意に反して行われる処分ではございますが、そういったことも必要であろうというふうな昨今のいろんな状況も鑑みて、今回改正をお願いするものです。

○議長（美馬友子君） 節議員。

○8番（節 公一君） そしたら、僕はこの内容が、はっきり言うたら細かいことは分からんやけど、厳しさというか、この内容についてどんなんですか、かなり厳しいほうなんですか、多分こんなような感じはするんやけど。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 私が一画町村を調べたり、国の基準とか調べたところ、私の感覚にはなるんですけど、すごく飛び抜けて厳しいとか、すごく範囲の範疇から外れて緩いとかというところではなく、極めて私としては標準的なところであろうということをおもっております。

○8番（筈 公一君） ほったら、裁量として町でもう少し厳しくしようと思っただけ、あるんですか。いうたら、当然法的なところの関係があると思うんですけど、そこらあたりがどういう法律に基づくのかは分からんのか、もう少し厳しくしようと思っただけでできるもんなんかな、そこらあたりのこんな範囲っていうものはどんなもんなんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらの範囲としては、用語のあれになるんで、あれなんですけど。降格というのは、例えば出てくる言葉で、職務の級が同一の給料表の下位の職務の級に変更することで、例えば6級の者が5級へというようなことで、その場合、直近下位の号俸にいくというようなやり方になろうかと思っております。また、降号というのは、号給を同一の給料表の同じ級の下の号給に下げることによってございませう。

それで、下位については、幅はもちろん内容によって設けるところではございませうが、最大、降号ですと、下位の12号給以内での実施が可能となっております。こちらは、内容によって幅を持たせるような条例でございませうので、というところではございませう。

詳細については、規定なり何とかかなり、また今ある人事評価制度に基づいて実施するというふうなことになろうかと思っております。ほなけん、これ以上厳しいのは一般的にちょっとないというところの最大の幅を持たせて上限は設けてはおりますが、似たような上限の処分をするのかどうなのかっていうのは、またいろんな手続とかそういったものの内容とかで決まってくるかと。

○8番（筈 公一君） 大体概略は分かりました。中の濃さのことについてはちょっと、まだ十分僕やも分からんところがあるんで。

以上です。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 同じところで2点だけお聞きします。

まず、現状今回の改正に準じて何かしらの決議がなされた場合に、それに対して当該職員が何かしらの不服申立てをする場合に、どのような手続にのっとなって行われるかどうかを、まず1点目確認したいと思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 分限処分でございます。こちらのほう、ここに行くまでに段階、もちろん人事評価でも不服申立てできるようになっております。人事評価だけで今申し上げてますが、いろいろありますが、例を挙げて申し上げております。

第1評価者、第2評価者また調整者が入って本人に通知、それから段階的に不服申立てをして、異議申立てもできるような制度がございます。こちらのほうの処分に対しても、当然懲戒処分同様に不服申立て、公平委員会とか、そちらのほうへ申立てとか、法的に可能となっております。今、きれいな表までは持っておりませんのであれですが、当然よその町村とかそういったものに同様の不服申立て機関とか、当然本人への通知なり必要となっておりますので、そういった手続を取る必要というかがあろうかと思えます。また、こういった条例改正については、組合への協議等が必要となっておりますので、当然そちらのほうはさせていただいておるということを一応お話しさせていただいております。よろしく申し上げます。

○7番（松田貴志君） 多分、職員のことに関しては、組合がある程度そういった部分がしっかりと守れるような体制は取ってるのかなあとは思って、何段階にもそういった申立てに対しては対応できるような、今の説明だったら仕組みになってるので、そこらあたり何かしら組合側からそういった懸念がある場合には、納得いくような形に落ち着かせるような、これからせつかく条例改正したんやけん、まだ繰り返し改善していく余地もあると思うんですよ。そこらあたりの改善は随時行ってほしいと思いますので、お願いします。

もう一点なんです、休職の部分についての6条関係で、休職していてまたさらに新たな傷病等診断されて、同一の傷病の部分で、この一文の中に、任命権者がその同一の傷病と認定したときはってあると思うんですが、この同一の傷病と認定をするこ

とはどういう根拠に基づいて認定されるんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうは、この前の条項になるかと思いますが、3条。ちょっと同期しましょうか、失礼しました、同期できているかと思いません。3条のほうの後段の部分になろうかと思いません。今のところでございます。

医師2人によって心身の故障があると診断され、その故障のために職務の遂行に支障があると、これに堪え難いということ、医師2名の診断により状況とかそういったいろんなもので最終的には判断するようなことになろうかと思いません。

○7番（松田貴志君） ごめんなさいね、言い方が悪かったかな。

1度目の休職のときに、もう2人の医師の診断があると思うんですよね。1回目の休職の判断するときも、でしょう。そのときの診断結果等ね。2回目に関しても、やっぱり同じだけの2人の診断結果を持つっていいですかね。ほんで、それを持って任命権者が判断するっていいんですかね。ほんで、2人の場合は困るんが、1度目は1つの診断として出てくるかも分からんけど、2つ目は2人の医師が前の傷病と同じって判断した場合と片方の人がこれはまた違う原因ですよってなった場合とか、いろいろあると思うんですよ。ほやけん、任命権者の裁量の余地がある程度ここで残っとうときに、その判断を任命権者がする部分が難しいので、そこらあたりをこの文言で、ごめんよ、わいの文章理解能力が薄いんかも分からんけど、その部分をどう条例によって担保されとんのかなって、ここだけが心配になったんで。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 実は、お答えは的確に私もしにくいんですが、2名の判断が一緒だった場合、こちらのほうは問題はまずないかなと思います。別れた場合、こちらのほうは分限の処分の内容にもよるとは思いますが、分限免職に至るまでは難しいのかなと、そこらのほうは国のほうでも、各町村のほうでも、大きな実施しているところでも、いろいろ実施例があるので、実際に免職までは難しいというような例はございます。

ただ、最終的には、そちらで処分をした場合、司法の場で判断される場合も大阪とかちょっとあれですけど、あったかと思うような例もございます。最終的には、司法の判断になる場合があるというふうなところはあろうかと思いません。非常に重い判断

になりますので、そちらのほうは非常に時間を要して進めていくと、段階があるということですが、いきなりなるということはないということ。そういったことです。

○7番（松田貴志君） こういった免職について、なかなか判断しづらい部分は課長のほうから以前説明も受けたんで。やっぱこういう条例が整備されることによって、仮にほういったシチュエーションが発生した場合に、ちょっとでも進めやすい環境をつくるために整備されたと思うんですが、そういった中でも条例がしっかりと整備されることによって、仮に訴訟になった場合でもそこに堪えうる、ここに条例とした仕組みが整うことによって、行政としての姿勢を貫けるようなことになると思うんで。

ごめんなさいね、多分これでいけとうと思うんやけど、そこらあたりどんなんかなって疑問に感じたんで、第一読会ですし、聞かせてもらいました。ありがとうございます。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑ありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 2つほど。

1つは、この第6条の一番最後の文言に、前の休職期間に通算すると書いてあるんですが、ということはこれは新たに付け加わった部分ですか。つまり、今まで通算してなかったちゅうことを言うんですけどしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうは、各市町村のちょっと大きなところで調べてみたところ、通算期間にこういった定めがない場合、疑義が生じるおそれがあるということで、より厳格化するためにこちらのほうを整備したものです。以前より、同一傷病による休職というのは、通算という考え方では認識ではありますが、法令に疑義が生じるおそれがあるということで、そういったきちんと定めておく必要があるということで今回定めたものです。よその町村で定めとうところは少ないんですけど、近隣では。大きなところでは定めているというところなんで、より疑義が生じないように定めたものとさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） これはしとうと思うんですけど、組合との改正そのものはもう話は終わっとうということですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 組合協議，当然こういった条例改正，職員の身分に基づくものは協議させていただいて，議会にかけさせていただくという手続，そちらのほうは済んでおります。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。ありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） すいません。この文章の6条のところの文言のつくり方なんですけど。第6条のところでも最初の括弧，この項の規定により休職の期間が連続しているものとみなされる職員を含む，括弧，それからその下の括弧，以下傷病という，それからその下ずうっといって，当該診断書の記載が異なる傷病も同一傷病とみなすと，括弧と。何かここの括弧が1つ余分に書いてるような，それとももう一つ括弧くくりのほうで1つないんじゃないかなと，いかがですか。

○議長（美馬友子君） この括弧がどういう，傷病っていう括弧のくくりと，下の傷病も同じ傷病っていうところのくくり。

○2番（相原喜久男君） 失礼しました。同一の傷病，括弧，医師によりっちゅうことですね。分かりました。すみません。

○議長（美馬友子君） 大丈夫ですか。行けますか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので，次，議案第2号について質疑はありますか。議案第2号について，勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について何か質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） なければ，議案第3号について質疑はありますか。勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので，議案第4号について質疑はありますか。

筈議員。

○8番（節 公一君） ざっくりばらんに、この条例が改正されることによって実際に町税として影響されることは、何か交付税で措置されるというようなことがあったんです。というのが、この前の私の質問で企業の固定資産税、設備投資をしたときに、それに対する固定資産税がどんななのかっていうようなことをちょっと質問したんですが、たまたまこれが出てきたんで、勝浦町の場合、この条例によって実際的にどういう影響があるのか、大まかなことで結構です。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 今現状で、この条例を使つての課税免除をしている案件はございません。今後企画のほうで、今回上がっております過疎の計画、その中に基ついて企業が設備投資した場合に体制にはなつてまいりますが、現状では案件は出てきておりません。

○8番（節 公一君） 今までの過疎法のやつで適用してきたっていうんがあるわけでしょう。それはないん。

分かりました。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 1条の部分で、それって何でないんかなつてちゅうところ。この間旧法がずうっとあつて、その間こういう条例もあつたと思うんですよね。これって、法人に入る税理士さんがそこまで把握してないんか、もしくはそういう適用された設備投資等がなかったのかどうかとか、そこらあたりはどう捉えています。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 業種自体が少なかつたっていうのと、あと別の条例等もありますので、そちらのほうを適用していた企業があつたと認識をしております。すいません。それと、過去何十年も遡れば分かりませんが、ここ数年ではこの条例を使った課税免除はないということで、すいません、訂正させていただきます。

○7番（松田貴志君） 分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、議案第5号について質疑はありませんか。議案第5号についてでございます。議案第5号もありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは続いて、議案第7号について質疑はありませんか。  
勝浦町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないようですので、議案第8号について質疑はありませんか。令和3年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)でございます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、お諮りいたします。

議案第1号から議案第8号までを第二読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。本件は第二読会に付することと決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は9月22日午前9時30分から会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

台風が接近しているようですので、最新の情報を基に確認しながら、命を守る行動にしていきたいと思っております。

午前10時23分 散会